

 申請者が行うこと

 静岡市が行うこと

# 補助金の流れ

(認定農業者等経営基盤強化事業補助金)

## 《 交付申請》

① 交付申請書を提出(申請者→市)

【提出書類】

- ・ 交付申請書(様式第1号)、事業計画書(様式第2号)、収支予算書(様式第3号)
- ・ 見積書、機械等のカタログ
- ・ 事業場所がわかる地図
- ・ 経営改善計画書及び認定書の写し

※その他必要な書類の提出を求める場合があります。



## 《 交付決定》

★ 交付決定とは、市が申請された事業が補助対象事業として適当であるとして、事業の着手を認めるものです。

② 交付決定通知書の送付(市→申請者)



## 《 事業着手》

③ 交付決定通知書が届いた後に、**事業着手が可能**

[事業終了後]

④ 施工業者から納品書と請求書を受け取り、支払いを済ませた後に領収書を受領する。

※施工業者による領収書を必ず受領してください。



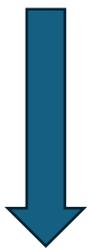
## 《 実績報告》

⑤ 実績報告書の提出(申請者→市)

【提出書類】

- ・ 実績報告書(様式第7号)、事業計実績書(様式第2号)、収支決算書(様式第3号)
- ・ 施工業者からの請求書・納品書・領収書の写し
- ・ 出来型写真→【型番(機械)】及び【事業対象】が写っている写真

※銀行振込受付書等は領収書とはなりませんのでご注意ください。



## 《 交付確定》

★ 交付確定とは、市が実績報告書の内容から実施した事業が適当であり、補助金額が確定したことを通知するものです。

⑥ 交付確定通知書の送付(市→申請書)



## 《 請求》

⑦ 交付確定通知書が届いたら、**請求書**(口座を記入したもの)と**通帳のコピー**の提出



## 《 支払い》

⑧ おおむね1か月後に市役所から補助金が振り込まれる(振込日を郵送で通知)